

アレルギー物質を含む食品の検査結果(その2)

平成13年4月、食物アレルギーを持つ人の健康危害を未然に防止する観点から、アレルギー物質(特定原材料)を含む食品に表示が義務付けられました。現在、アレルギーの発症数及び重篤度を踏まえ、卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かこの7品目が特定原材料として指定されており、横浜市でもこれら7品目の検査を実施しています。

今回は、平成24年8月に健康福祉局食品専門監視班が市内の鶏肉加工業者から収去した鶏肉について、卵の検査を行いました。また、10月に各区福祉保健センターが市内の小学校から収去した特定原材料除去食について、卵と乳の検査を行いました。これらの検査結果を報告します。

1 鶏肉の汚染実態調査(卵の検査)

昨年度に実施した鶏肉の汚染実態調査において、親鶏のもも肉やレバーから卵が検出されたことから、今年度も引き続き親鶏について卵の汚染実態を16検体調査しました。

ELISA法によるスクリーニング試験の結果、鶏もも肉1検体、鶏レバー4検体で陽性(10ppm以上)となりました。その他の11検体は陰性(10ppm未満)でした(表1)。

スクリーニング試験で陽性となった5検体について、ウェスタンブロット法による確認試験を行ったところ、結果はすべて陽性でした。原因については調査中ですが、今後も継続して汚染実態調査を行っていく予定です。

表1 卵の検査結果

検体名	スクリーニング試験		確認試験	
	検体数	陽性数	検体数	陽性数
鶏もも肉	6	1	1	1
鶏手羽先	6	0	0	0
鶏レバー	4	4	4	4
合計	16	5	5	5

2 学校給食の調査(卵と乳の検査)

市内の小学校から収去した卵または乳除去給食について、卵の検査を8検体、乳の検査を15検体行いました。

ELISA法によるスクリーニング試験の結果、卵はすべて陰性(10ppm未満)でした(表2)。一方、乳はスパゲティソース1検体で陽性(10ppm以上)となりました。その他14検体は陰性(10ppm未満)でした(表3)。陽性の1検体は、チーズをふりかけたものを検体としていたことが確認されたため、確認試験は行いませんでした。

表2 卵の検査結果

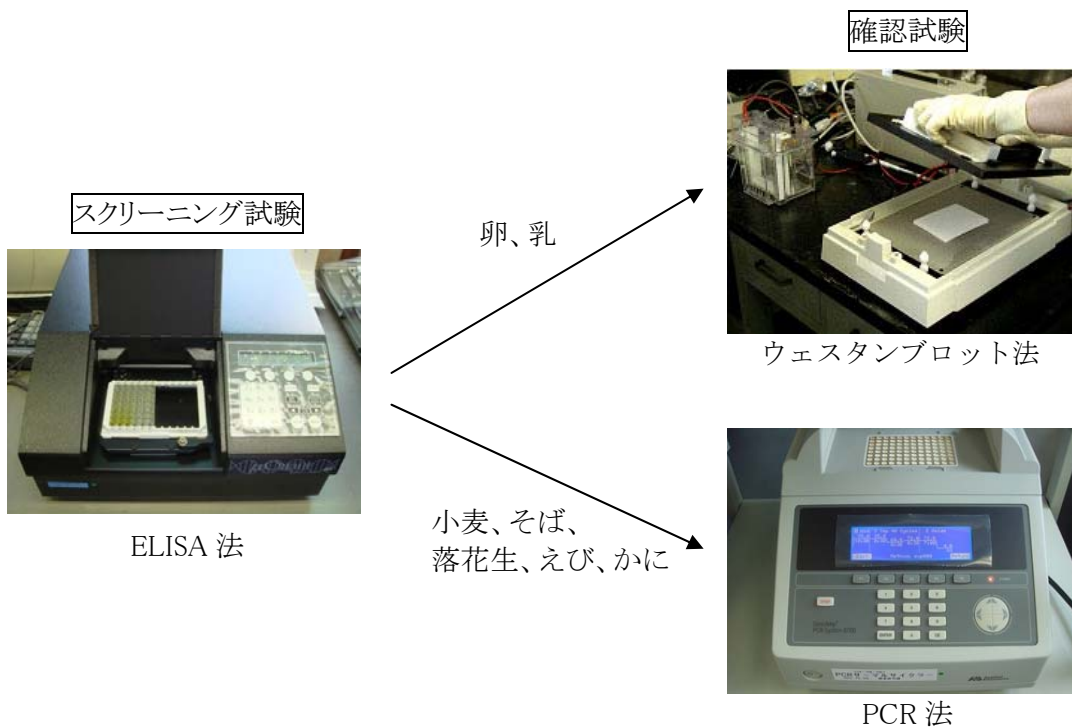
検体名	スクリーニング試験		確認試験	
	検体数	陽性数	検体数	陽性数
にらたまスープ(卵除去食)	5	0	0	0
卵とトマトのスープ(卵除去食)	3	0	0	0
合計	8	0	0	0

表3 乳の検査結果

検体名	スクリーニング試験		確認試験	
	検体数	陽性数	検体数	陽性数
スパゲティトマトソース(乳除去食)	8	1	0	0
ホワイトシチュー(乳除去食)	6	0	0	0
カレービーンズシチュー(乳除去食)	1	0	0	0
合計	15	1	0	0

※ 検査法について

アレルギー物質を含む食品の検査は、まずELISA法によるスクリーニング試験を行います。ELISA法とは、抗原抗体反応を利用して食品中に含まれる特定のタンパク質(アレルゲン)を検出する方法です。しかし、食品の加工度合いや使用原材料によって、偽陽性となる場合があります。そのため、スクリーニング試験で陽性となった場合は確認試験を行います。確認試験にはウェスタンブロット法とPCR法の2種類があります。卵、乳については、電気泳動によりタンパク質を分子量で分離して抗原抗体反応を行うウェスタンブロット法を、また、小麦、そば、落花生、えび、かにについては、特異的なDNA領域を増幅して検出するPCR法を用いて確認しています。



【 検査研究課 食品添加物担当 】